部活動中の安全対策について

令 和 5 年 4 月 1 日
練馬区立開進第二中学校

1　部活動顧問等が学校にいる際に「けが・体調不良等」が発生した場合の対応

けが、体調不良等の発生

その場に顧問等がいる

その場に顧問等が不在

生徒①が、大至急顧問等に連絡
生徒②が、ＡＥＤを取りに行く。

①　養護教諭、教員に支援を要請する。
②　顧問等が、必要な応急手当を行う。
③　顧問が、必要に応じて管理職と相談して救急車要請の判断をする。

救急車要請が必要な場合

救急車要請が不必要な場合

管理職がいる場合

管理職不在の場合

管理職がいる場合

管理職不在の場合

管理職が要請

顧問等が要請

管理職が通院判断

顧問等が通院判断

顧問等が保護者に連絡し、部活動は終了とする。

①　保護者が救急車に同乗する。
②　顧問等が救急車に同乗する。

①　顧問等が保護者に引き渡す。
②　顧問等が病院に同行する。

①　顧問等が保護者から連絡を受ける。
②　顧問等が保護者に連絡する。

顧問等が管理職に連絡する。